# 熊谷市長交際費執行基準

## １　趣旨

市長交際費は、市長が市政運営上、あるいは本市利益のために、本市を代表し、外部とその交渉をするために要する経費であり、その使途について、透明性を確保するとともに、その執行にあたっては社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめる必要がある。

また、支出に当たっては、地方自治法、公職選挙法、熊谷市予算規則、熊谷市会計事務規則等の規定を適用するとともに、公正かつ適正に処理するため、ここに市長交際費執行基準を定めるものとする。

## ２　執行者の範囲

市長または市長が代理として指名した者とする。

## ３　執行にあたっての判断基準

（１） 市を代表する職としての執行であること。
（２） 市政運営上、必要と認められる支出であること。
（３） 儀礼的な範囲内の支出であること。
（４） 社会通念上、適正な金額であること。

## ４　支出の範囲及び限度額

（１） 祝い金・会費

祝い金・会費については、団体または個人から出席依頼がある場合で、会費等の金額が明記されているものは当該金額とし、それ以外のものについては、実費相当分とする。

（２） 香典・生花・花輪

香典、生花または花輪については、別紙の熊谷市公職者（各種委員等）及び職員等弔慰基準による。ただし、香典の金額は、1 件 5,000 円を限度とする。

（３） 見舞金

見舞金については、社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合とし、1 件 5,000 円を限度とする。

（４） その他

上記項目のほか、市長が特に必要と認めたものについて支出することができる。ただし、その金額は、他と均衡を失しないこととする。

附　則

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附　則

この基準は、令和元年 11 月 1 日から適用する。

# 熊谷市公職者（各種委員等）及び職員等弔慰基準

令和3年5月1日改正

| 職名 | | 対応基準 |
|---|---|---|
| 名誉市民 | | 市葬・弔慰金・香典・生花・弔辞・弔電 |
| 被表彰者 | 表彰条例による表彰（旧市表彰条例による表彰を含む） | 弔慰金・香典・生花・弔辞・弔電 |
| | 教育委員会表彰規程 | 香典・生花・弔電 |
| 国会議員<br>県議会議員（熊谷市選出） | 現職 | 香典・生花・弔辞・弔電 |
| | 元職 | 香典・生花・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・生花・弔電 |
| 市議会議員 | 現職 | 香典・生花・感謝状・弔辞・弔電 |
| | 元職 | 香典・生花・弔辞（3期以上在職した者）・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・生花・弔電 |
| 常勤特別職 | 現職 | 香典・生花・弔辞・弔電 |
| | 元職 | 香典・生花・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・生花・弔電 |
| 市職員<br>（教育委員会部局職員除く） | 現職 | 香典・生花・感謝状・弔辞・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・弔電 |
| 行政委員会委員 | 現職 | 香典・生花・感謝状・弔辞・弔電 |
| | 元職 | 香典・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・弔電 |
| 農地利用最適化<br>推進委員 | 現職 | 香典・生花・感謝状・弔辞・弔電 |
| | 元職 | 香典・弔電 |
| | 現職親族 | 香典・弔電 |
| 附属機関の委員会委員 | | 香典・生花・弔電 |
| 人権擁護委員・民生児童委員・保護司 | | 香典・生花・弔電 |
| 自治会連合会会長・副会長 | | 香典・生花・感謝状（連合会長と市長連名）・弔電 |
| 自治会長（10年以上） | | 香典・生花・感謝状（連合会長と市長連名）・弔電 |
| 自治会長（10年未満） | | 香典・感謝状（連合会長と市長連名）・弔電 |
| 市内最高齢者 | | 香典・生花・弔電 |

その他

1　家族葬等により、市長が葬儀に参列しない場合は、香典の対応をしないこととする。ただし、葬儀の前後に弔問する場合は、基準と同程度の対応ができるものとする。

2　国会議員については、平成17年10月1日の合併後の熊谷市（以下「本市」という。）を選挙区とする衆議院議員又は本市に在住している衆議院議員若しくは参議院議員とする。

3　元職については、平成17年10月1日の合併以前の旧・熊谷市又は本市において職に就いていた者とする。ただし、国会議員、県議会議員及び常勤特別職は、令和3年5月1日以降にその職に就いていた者とする。

4　現職親族は、「生計を一にし、同居する一親等内の親族及び別居の実父母」とする。

5　上記に記載のない職の者で、市長が特に必要と認める場合は、弔慰を表することができるものとする。